

地方消費者行政の充実のための国による支援に関する意見書

近年、消費生活の相談内容の複雑化、長期化及び高度化の傾向が生じており、架空請求事案等の相談の件数が減少しているとはいえ、消費に伴う様々な問題には、消費生活相談の件数だけでは捉えきれない厳しい実情がある。

このような中、国からの支援として、地方消費者行政活性化交付金及び住民生活に光をそそぐ交付金が存在するが、期間限定の支援にとどまっており、相談員の継続的な処遇改善には活用できないなどの状況が見受けられ、交付金の在り方やその執行の在り方を見直すことが求められている。

また、国による地方消費者行政の充実策が検討されているが、消費者の目線に立った行政の実現に向け、地方消費者行政に対する国の役割及び責任が明確にされなければならない。

よって、国におかれては、地方消費者行政の支援のため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 地方自治体の消費者行政の充実に確実につながるよう、地方消費者行政活性化基金等の延長も視野に入れつつ、継続的かつ実効的な財政支援を行うこと。
- 2 全ての地方自治体が身近で専門性の高い消費生活相談窓口を消費者に提供するという観点から、都道府県と市町村が広域的に連携して相談窓口を設置する方策など地方自治体にとって利用しやすい制度の枠組みを提示すること。
- 3 消費者が安心して相談できる消費生活相談窓口の充実及び強化を図るため、相談員が専門性に見合った待遇の下で安定して勤務できる制度の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月29日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

あて

総務大臣

財務大臣

消費者及び食品安全担当大臣